

特定公社債等 **個人向け国債を含む** をお持ちの個人のお客さまへ

特定公社債等とは、**個人向け国債を含む**国債や地方債といった特定公社債（平成28年1月以後に発行される私募債や同族会社が発行する社債などを除きます）や、公募公社債投資信託などのことです。

平成28年1月から **税制**が大きく変わります

税制改正のポイント

特定公社債等の利子等に対する税金

平成27年12月31日まで ● 税率20.315%（注1）の源泉分離課税

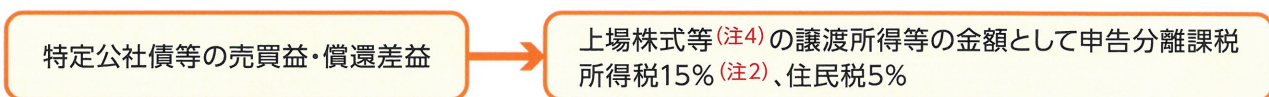
平成28年1月1日以後



特定公社債等の売買益・償還差益に対する税金

平成27年12月31日まで ● 特定公社債の売買益は**非課税**、償還差益は雑所得として**総合課税**の対象
● 公募公社債投資信託の解約差益および償還差益については、税率20.315%（注1）の**源泉分離課税**

平成28年1月1日以後



※原則として確定申告が必要

損益通算等の範囲拡大

平成27年12月31日まで ● 特定公社債等の売買損益・償還差損益の間の通算や利子等との**損益通算は不可**

平成28年1月1日以後



※上記の損益通算等をして、譲渡損失がある場合は、確定申告をすることにより繰越控除が可能
※上場株式等と非上場株式等との譲渡損益の通算は不可

（注1）所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%。

（注2）所得税額には、別途、復興特別所得税が課されます。

（注3）源泉徴収された税金だけで課税関係を終了することができる制度（確定申告することも可能）です。

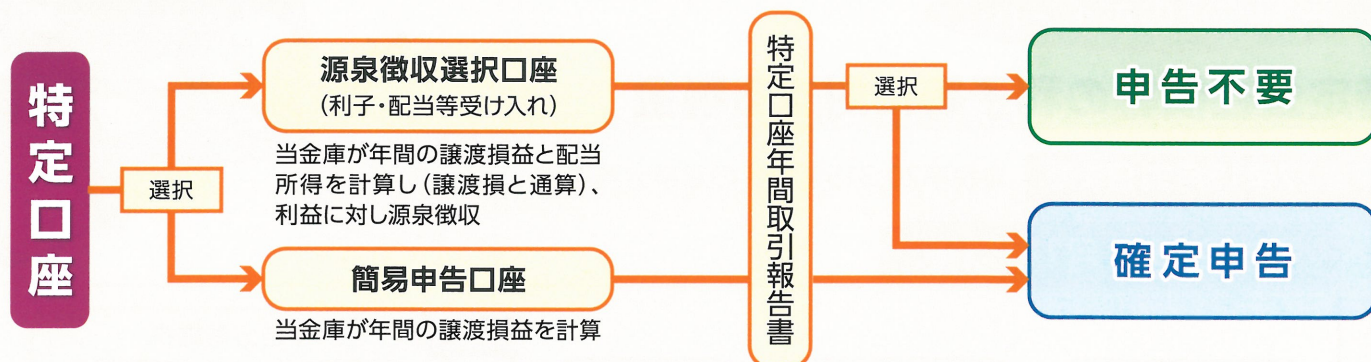
（注4）上場株式のほか、公募株式投資信託や特定公社債等を含みます。

平成28年1月1日以後、特定公社債等の **特定口座** への

受け入れができるようになります

特定口座とは？

特定口座とは、当金庫がお客様に代わって、譲渡損益の金額等を計算することにより、お客様が確定申告の煩雑な手続きや負担を軽減することができる口座のことです。特定口座には「源泉徴収選択口座（源泉徴収あり口座）」と「簡易申告口座（源泉徴収なし口座）」があり、いずれかを選択できます。



特定公社債等の **特定口座** への受け入れのメリット

- 源泉徴収選択口座に受け入れた場合、当該口座における譲渡益については確定申告が不要
- 源泉徴収選択口座における譲渡損益については、自動的に損益の通算を実施(確定申告不要)
- 源泉徴収選択口座に利子等を受け入れた場合に、当該口座に譲渡損失の金額があるときは、年末に当該利子等の金額と自動的に損益通算を実施(確定申告不要)



確定申告不要にすることができます



平成28年1月1日より前に保有している特定公社債等について

当金庫で購入後、継続して保有されている特定公社債等については、平成28年1月1日に当金庫に開設している特定口座に受け入れさせていただきます。ただし、平成28年1月1日までに、特定口座を開設されていない場合、原則として受け入れができなくなります。

※一般口座に保有されている場合は、お客さまご自身により確定申告が必要となります。

平成27年12月末までに特定口座開設のお手続きをお願いします。

詳しくは、お取引店の担当者にお問い合わせください。

ご 注 意

- この資料は、平成28年1月以後の証券税制等を平易に解説することを目的としたものです。記載内容については万全を期していますが、正確性や完全性を保証するものではありません。
- この資料は、平成27年4月末の税制に基づき作成しています。今後の法律や制度の改正等により記載内容に変更が生じることがあります。
- 実際の課税の取扱いや税制の詳細については、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。